

# 会 議 録

## 1 会議の名称

第26回 みんなで創る自治基本条例市民会議

## 2 開催日時

平成19年9月11日（火）午後6時30分～午後8時30分

## 3 開催場所

上越市市民プラザ 2階 第1、第3会議室

## 4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：71人中44人出席

市民委員：飯塚むつこ、池田伸吾、石井陽子、石塚隆雄、今井不二子、太田修二、小田武彦、岸本八千子、君波 豊、栗田英明、小林久美子、佐藤忠治、武田昌子、田中美和子、種岡淳一、平野通子、増田和昭、宮本富男、矢野宏明、横倉 進、横山郁代、横山文男（43人中22人出席）

職員委員：秋山友江、池墻幸子、大出聡子、加藤英樹、小酒井伸一、笹川正智、沢田 繁、白石直子、新保大志、富田真由美、長澤政英、藤田幸子、丸山 隆、水澤弘光、壘 正孝、山本有恒、吉川和美、吉越 梓、吉沢真理、米川美樹、鷺津史也、渡辺由美子（28人中22人出席）

・事務局：高橋企画政策課長、池田自治推進室長、小池主任、米山主任、原田主任、青山主任、石黒主任（計7人）

## 5 議題（公開・非公開の別）

### (1) 会議の進め方及び補足事項の説明（公開）

「会議の進め方の説明」

「補足事項の説明」

### (2) ワークショップ（公開）

「担当テーマに係る個別項目の検討」

「素案全体についての意見交換」

「検討結果のまとめ」

### (3) 全体会（公開）

「検討結果の発表」

「全体のまとめ」

6 傍聴人の数

なし

7 内容

(1) 会議の進め方及び補足事項の説明（公開）

「会議の進め方の説明」

※内容省略

（本日の会議では、事前に配布した資料 1、2 を踏まえて、班別に担当テーマの検討を行う旨を説明）

「補足事項の説明」

※内容省略（資料 3、4 に基づき、地域自治区制度について補足説明を実施）

(2) ワークショップ

「担当テーマに係る個別項目の検討」

「素案全体についての意見交換」

「検討結果のまとめ」

※内容は、別紙「班別意見まとめシート」による。（班別に検討を実施）

(3) 全体会

「検討結果の発表」

「全体のまとめ」

**検討結果の発表**

（事務局：石黒主任）

- ・ それでは、各班での検討結果について、発表いただきたい。
- ・ 班別の検討結果は、前面に貼り出した一覧表に記入いただいている。内容は、承認項目と修正が必要な項目に分けてあり、修正が必要な項目は、「案文」と「説明」に分けて記載してある。
- ・ なお、各班での議論の経過は、各班を担当した事務局の担当者が記録をとっているため、発表内容は時間の都合上、修正が必要なポイントに絞って発表いただきたい。

（1 班：平野委員）

- ・ 「1-(2)定義」について、この条例で目指している自治は、市政運営に限定されるものではないという意見については、「1-(3)基本理念」の説明の中に、「市政運営（住民自治・団体自治）」とあるので、これを「1-(2)定義」の説明の中にも入れて、分かりやすくすべきである。また、「市政運営」が「まちづくり」も含めた広い意味の

ものであることも、説明の中でわかるようにすべきである。

- ・ 「1-(4)自治の基本原則」は、男女共同参画条例などの人権に関する条例など、現存の条例が今後後退することがないように明記していくことが必要との意見があった。
- ・ また、事前意見で提出された「基本理念の実現に向け」の表現を修正すべきとの意見については事務局で表記を整理してほしい。
- ・ 「5-(15)公益通報」は、「職員等」の「等」の内容が何を示すのかわかりづらいので、説明の中で解説を加えてほしい。
- ・ 「9-(2)他の自治体等との連携」の「努めなければならない」を「積極的に行うものとする」にしてはどうか」という事前意見に対しては、文章の表現の問題であり、中身についての問題ではないので、もう一度事務局で整理をしてほしい。
- ・ なお、担当項目の「1-(3)基本理念」「5-(1)基本原則」「5-(13)政策法務」「5-(14)法令遵守」は承認されたが、その他の担当項目、共通項目については時間切れで審議が終わらなかった。

(2班：水澤委員)

- ・ 「11-(1)条例の見直し」は、説明の表現では、自治基本条例の見直しが総合計画の見直しと連動して行われる必要があるとの誤解を招く恐れがあることから、あくまで期間の目安として長期的な計画を参考にしたという点のみを伝えればよいので、「である総合計画」を削除する形で説明を修正する。
- ・ その他の担当項目については全て承認された。
- ・ 共通項目については審議に至らなかった。

(3班：小田委員)

- ・ 3班では、担当項目と共通項目の全てを承認した上で、事前意見での指摘は、別の項目に関連する事項ではないかという観点で2つの意見が出た。
- ・ 「5-(7)審議会等」のところで、クォータ制を明記すべきではないかとの意見が出た。
- ・ 昨年 of 市民フォーラムの段階では男女共同参画に関する項目があったが、条文を作成している段階で、具体的な表現がなくなってしまうことに気が付いた。このことについてもう一度振り返ってみたいといけないと考える。
- ・ 「7-(4)人材育成」であるが、事前意見の中では、青少年の育成を含めた総合的な教育の観点が必要ではないかとの意見が出たが、この項目は、まちづくりに関する人材の育成という観点であるので、この項目に関する案件ではないとの結論となった。しかし、これとは別に生涯学習を含めた人材の育成についてこの条例でしっかりと規定する必要があるとの意見が出た。

(4班：横倉委員)

- ・ 「3-(2)市議会の責務」について、案文中の「運営の透明性」の確保を、「審議過程の透明性」の確保に修正するという意見が出た。
- ・ 「3-(3)市議会議員の責務」について、「普遍的な利益」には幅広い意味が含まれることから、案文はこのままとするが、説明に2～3の考え方の例示を示すなどの修正を加える必要があるとの意見が出た。
- ・ 「4-(2)市長の責務」について、説明の中で、市民参画に関する制度の具体的な例を挙げてはどうかという意見が出た。
- ・ その他の担当項目については全て承認された。
- ・ 共通項目については審議に至らなかった。

(5班：種岡委員)

- ・ 「5-(7)審議会等」の中で、クォータ制の規定については、審議会等の中にはクォータ制の導入がなじまないものもあること、男女共同参画以外にも年齢や地域性など、他にも考慮しなくてはならないこともあるということから盛り込む必要はないが、審議会の委員選任方法に対する説明責任を明確にしなくてはならないという意見が

出た。

- ・ 「5-(9) オンブズパーソン」について、項目名を条文の内容に合わせて「苦情処理等」に変更する。
- ・ 共通項目では、「1-(1) 目的」の中で、「自治」という言葉の説明が必要との意見があったが、それについては、別の機会ですっかりとPRしてほしいとの意見が出た。
- ・ 共通項目の「6-(1) 地域自治区」については審議に至らなかった。
- ・ その他の担当項目、共通項目については全て承認された。

(6 班：横山委員)

- ・ 全ての担当項目、共通項目について、承認された。

## 全体のまとめ

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 以上の検討結果では、案文そのものにはそれほど大きな修正点はない結果となった。説明部分の修正は、事務局の方で対応したいと考えている。
- ・ 共通項目の前文、目的、都市内分権については、議論を終えることができなかった班もある。
- ・ また、3 班から提案のあった男女共同参画の考え方と、青少年の人材育成については、条例全体にかかわる大きな問題であると考えている。
- ・ これらの結果を踏まえて、今後の対応については、事務局としては、市民会議の総意としてとりまとめを行っていきたいと考えているところであるが、進め方についてお諮りしたい。
- ・ 進め方としては、一旦事務局で整理を行い代表者会で再度議論を行うという方法と、このまま全体会で議論を進めるという方法が考えられる。
- ・ なお、今後の日程については、10 月下旬を目標に市民会議としての提言書を市長に手渡したいと考えている。
- ・ また、この条例は、自治の主体である市民・市議会・市長が議論を尽くして策定したいと考えていることから、これまでも市議会と代表者会で意見交換会を開催してきたところである。
- ・ 市議会から、市長への提言の前に市民・市議会の総意としてつくり上げていきたいとの希望もお聴きしており、今後は市民会議の最終案を取りまとめる作業と並行して、市議会でもそれらに対する意見をまとめていききたいとのことであることから、市議会の意見への対応についてもお諮りしたいと考えている。
- ・ 事務局としては、まずは事務局と代表者会で整理を行い、その結果を全体会でまとめていききたいと考えているがいかがだろうか。具体的なスケジュールは、市議会との関係もあり、その中で設定していききたいと考えている。

(5 班：笹川委員)

- ・ 今後の進め方については、事務局で整理して代表者会で議論をする形がよいと思う。
- ・ また、今回の事前意見の中で、再度、市民フォーラムを開催しないのかとの意見があったが、それについてこの場で方向性を出すことが必要だ。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ この条例では、市民が主体的に作り上げていくことを目的としているが、昨年のフォーラムでは参加者が 20 数名程度であったことから、市民への周知が必要なのではないかのご意見も寄せられていることも事実である。フォーラム自体の必要性は理解できると考えているがいかがだろうか。
- ・ しかし、そのやり方については、市民会議として開催するか、それとも市民会議からの提言を受けた後に市が開催するのがよいのか、スケジュールの関係もあり事務

局でも思案しているところであり、皆さんにお諮りしたい。

(2班：田村委員)

- ・ 今回の条例については、市の方でもパブリックコメントでしっかりと意見を聴く機会を設けることにしているようなので、市民会議としてはあえて再度フォーラムを開催する必要はないと考えている。

(委員一同)

- ・ 今後の進め方については、事務局で整理を行い、代表者会で議論をし、再度全体会で検討を行うものとする。
- ・ また、市民会議としては、再度のフォーラムは開催しないものとする。

(1班：佐藤委員)

- ・ 市議会からの意見はどのように盛り込むのかを知りたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 意見交換会を行う方法もあるが、今のところは文書で回答を受け取り、それを代表者会で再度整理し、それを全体会に示す形を考えている。これまでは、具体的なスケジュールが見えない中であつたので、皆さんにお示しできなかつたところである。

(3班：小田委員)

- ・ 先ほど、男女共同参画について大きな提案をしたが、男女共同参画の担当班である1班の考え方を聞きたい。

(1班：増田委員)

- ・ 1班としては、先ほどの意見の中には、自治基本条例の制定により、現行の条例が現在よりも後退することがあってはいけないとの趣旨が込められていると考えている。
- ・ そのため、クォータ制については、この条例の中で何らかの形で担保する工夫が必要であると考えている。
- ・ それ以上の具体的な点は考えていない。

(3班：小田委員)

- ・ 私が今お聴きしたのは、フォーラムの段階では男女共同参画の項目があつた中で、結果的に項目がない形となつたところであるので、せつかくの全体会の場であるので項目が必要かどうか意見をお聴きしたいという趣旨である。

(1班：増田委員)

- ・ 全体的な「差別の禁止」の中に含まれており、止むを得ないと考えているが、クォータ制については、先ほどの懸念の中で具体的な形での記述も必要ではないかと考えている。

(3班：小田委員)

- ・ 私は、今回の条例では、具体的な事項は別に条例で定めるという記述が何箇所もあるが、男女共同参画についてはそのような記述が無いことを懸念している。

(5班：笹川委員)

- ・ 私も事務局という立場で代表者会に携わってきたところであるが、男女共同参画については、基本理念の中の人権尊重の中に当然に含まれている。
- ・ また、男女共同参画の項目をあえておこさなかつたのは、人権尊重に関する規定については、別に条例で定めるという記述を設けなかつたので、そこに含まれる男女共同参画だけ特に記述を行わなかつたところである。
- ・ また、クォータ制については、最高規範である自治基本条例の中で人権尊重が記されており、それに基づく男女共同参画基本条例があれば、そこで記されているクォータ制が無くなることは無いものと考えているところである。
- ・ ただし、全体会の意見として検討が必要ということであれば、再度議論を行う必要があると考えている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今ほどの意見についても、今後の議論の中で検討を行うかご意見をお聴きしたいが、どうだろうか。

(委員一同)

- ・ 男女共同参画について、再度規定の仕方を考えることが必要と考える。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、本指摘のあった事項については、代表者会で再度検討を重ね、その結果を全体会に再度お諮りすることとしたい。委員の皆さんには、よりよい条例を作っていくため、引き続きご協力をお願いします。
- ・ 今後の具体的な日程については改めて事務局で整理し、再度ご案内する。
- ・ また、共通項目については、審議未了の点があったが、それらも代表者会で再度整理し、全体会で合意形成を図りたい。

## 8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線 1584、1449)  
FAX：025-526-8363  
E-mail：[jichi@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi@city.joetsu.lg.jp)

## 9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。